



原告 232

1 認定事実

原告 232 は、昭和 28 年に兵庫県丹波市で出生し、現在は原告解放同盟兵庫県連合会副委員長を務めている。

原告 232 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 232 は、本件人物一覧の「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の欄に氏名、役職名及び住所を掲載された。

(甲 307, 344)

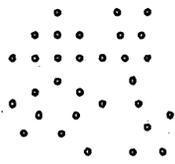
2 判断

(1) 上記認定によれば、原告 232 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。

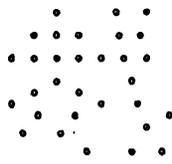
他方、証拠（乙 521, 654）によれば、原告 232 は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも 1 回行い、その活動がインターネット上に掲載されたと認められるが、平成 21 年 8 月に刊行された会報誌を電子化したものやホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 232 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「兵庫県」の欄の公表により、原告 232 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(2) 上記認定によれば、原告 232 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名及び住所を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告 232 の被った精神的苦



痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告232が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万5000円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2500円と認めるのが相当である。



原告 233

1 認定事実

原告 233 は、昭和 30 年に兵庫県加西市で出生し、現在は原告解放同盟兵庫県連合会書記長を務めている。

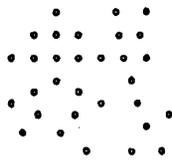
原告 233 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 233 は、本件人物一覧の「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の欄に氏名、住所（ただし番地までの記載しかないもの）及び議員であることを掲載された。

(甲 308, 344)

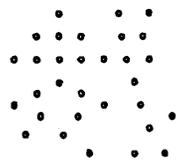
2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 233 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙 523）によれば、原告 233 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 233 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「兵庫県」の欄の公表により、原告 233 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 233 は、本件人物一覧に原告解放同盟に所属していることを公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。一方、住所は、番地までの記載しかなく原告 233 の住所と特定できるか疑問があることはおくとしても、証拠（乙 522）によれば、原告 233 が議員を務める地方公共団体のホームページ中の議員名簿に住所が開示されていることが認められ、これが既に広く一般に知られているものと推認されること



に照らすと、住所の公開についてはプライバシーが侵害されたとは認められない。

- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告233の被った損害を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告233が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2000円と認めるのが相当である。



原告 234

1 認定事実

原告 234 は、昭和 30 年に兵庫県で出生した。

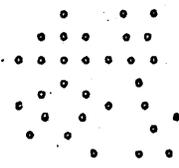
原告 234 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落所在地」、「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 234 は、本件人物一覧の「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所、電話番号及び市議会議員であることを掲載された。

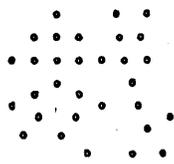
(甲 309, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 234 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙 524, 656）によれば、原告 234 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されていることが認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されていることや第三者の開設するブログの特定の日に掲載されていることなど、その掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 234 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「兵庫県」の欄の公表により、原告 234 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 234 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 234 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 3 万円と認める



のが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は30000円と認めるのが相当である。



原告 235

1 認定事実

原告 235 は、昭和 48 年に神戸市で出生した。

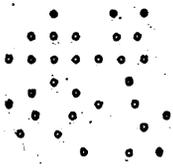
原告 235 の現本籍は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落名」欄に記載されている。

原告 235 は、本件人物一覧の「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

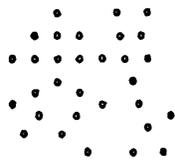
(甲 310, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 235 は、その現本籍が本件地域にある。他方、証拠(乙 525, 654)によれば、原告 235 は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも 1 回行い、その活動などがインターネット上に掲載されたと認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 235 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「兵庫県」の欄の公表により、原告 235 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 235 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告 235 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 235 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 2 万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用



は2000円と認めるのが相当である。



原告 236

1 認定事実

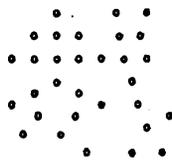
原告 236 は、昭和 38 年に兵庫県芦屋市で出生した。

原告 236 は、本件人物一覧の「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の欄に氏名（ただし名がひらがなで記載されているもの）、役職名、住所（ただし誤っているもの）、電話番号及び市議会議員であることを掲載された。

(甲 311)

2 判断

- (1) 原告 236 の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告 236 は、本件人物一覧に電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。一方、証拠（乙 526）によれば、原告 236 は自身のホームページ上で原告解放同盟における役職名を自ら公開していることが認められるから、この点が公表されてもプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 236 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は 5000 円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 500 円と認めるのが相当である。



原告 237

1 認定事実

原告 237 は、昭和 11 年に兵庫県尼崎市で出生し、現在は原告解放同盟兵庫県連合会支部の顧問を務めている。

原告 237 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

(甲 312, 344)

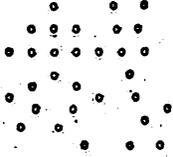
2 判断

(1) 上記認定によれば、原告 237 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。

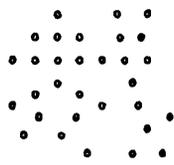
他方、証拠 (乙 527) によれば、原告 237 は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも 1 回行い、その活動がインターネット上に掲載されたと認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 237 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「兵庫県」の欄の公表により、原告 237 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。

(2) 原告 237 は、本件人物一覧に自らに関する情報を公開されたとは主張していないため、本件人物一覧の公開により、プライバシーが侵害されたとは認められない。

(3) 前記(1)の違法なプライバシー侵害により、原告 237 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 237 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 1 万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 1



000.円と認めるのが相当である。



原告238

1 認定事実

原告238は、昭和19年に兵庫県で出生した。

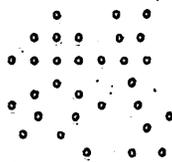
原告238の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告238は、本件人物一覧の「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の欄に氏名（ただし姓の漢字に誤りがあるもの）を掲載された。

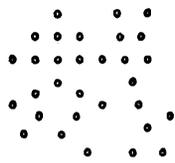
(甲313, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告238は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙514, 520）によれば、原告238は、自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも1回行い、その活動などがインターネット上に掲載されたと認められるが、平成23年1月開催の集会の開催案内を電子化したものやホームページの下部の階層に掲載されているなど、その掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告238の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「兵庫県」の欄の公表により、原告238のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告238は、本件人物一覧に原告解放同盟に所属していることを公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告238の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告238が原告解放同盟に所属してい



ることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2000円と認めるのが相当である。



原告 239

1 認定事実

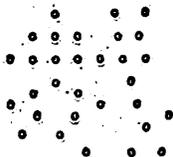
原告 239 は、昭和 31 年に兵庫県尼崎市で出生し、現在は原告解放同盟兵庫県連合会支部の執行委員を務めている。

原告 239 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

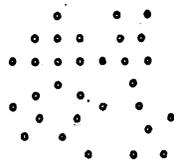
(甲 314, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 239 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠（乙 528）によれば、原告 239 は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも 1 回行い、その活動がインターネット上に掲載されたと認められるが、ホームページの下部の階層に掲載されているなど、その掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 239 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「兵庫県」の欄の公表により、原告 239 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 原告 239 は、本件人物一覧に自らに関する情報を公開されたとは主張していないため、本件人物一覧の公開によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (3) 前記(1)の違法なプライバシー侵害により、原告 239 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 239 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 1 万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 1



000円と認めるのが相当である。



原告 240

1 認定事実

原告 240 は、昭和 9 年に兵庫県で出生した。

原告 240 は、本件人物一覧の「部落解放同盟中央本部役員」の欄に氏名、役職名、提訴時の住所、電話番号及び生年を、「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の欄に氏名、役職名、提訴時の住所及び夫の名前を掲載された。

(甲 315)

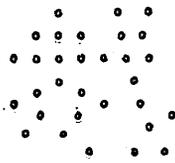
2 判断

(1) 原告 240 の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表によりプライバシーが侵害されたとは認められない。

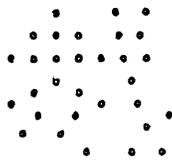
(2) 上記認定によれば、原告 240 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、提訴時の住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。一方、原告 240 の夫に関する情報は、原告 240 自身にとって直ちにみだりに他人に知られたくないようなプライバシー情報に当たるとはいえないから、この点はプライバシーが侵害されたとは認められない。

これに対し、証拠（乙 489, 490, 512, 514, 529, 654, 655, 680）によれば、原告 240 は自らが原告解放同盟に所属している事実を明らかにして、原告解放同盟の関係者以外の者も対象とした講演活動を少なくとも 1 回行い、その活動がインターネット上に掲載されたと認められるが、平成 23 年 1 月開催の集会の開催案内を電子化したものやホームページの下部の階層に掲載されているなど、その掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。

(3) 前記(1), (2)の違法なプライバシー侵害により、原告 240 の被った精神的苦



痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告240が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると2万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2000円と認めるのが相当である。



原告 241

1 認定事実

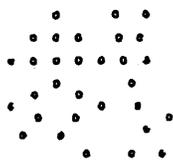
原告 241 は、昭和 29 年に神戸市で出生し、現在は原告解放同盟兵庫県連合会書記次長を務めている。

原告 241 は、本件人物一覧の「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所、電話番号、県議会議員であること及び所属政党を掲載された。

(甲 316)

2 判断

- (1) 原告 241 の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告 241 は、本件人物一覧に住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。これに対し、証拠(乙 384)によれば、原告 241 は、平成 15 年 4 月、原告解放同盟の組織内候補として兵庫県議会議員選挙に立候補し当選したことが認められ、これによれば、原告 241 が原告解放同盟に所属していることは一般に広く知られていると推認される。そうすると、本件人物一覧に原告解放同盟の役職名が公開されたことにより原告 241 のプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 241 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、1 万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 1000 円と認めるのが相当である。



原告 242

1 認定事実

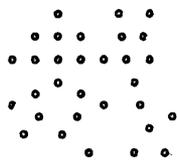
原告 242 は、昭和 18 年に兵庫県川西市で出生し、現在は原告解放同盟兵庫県連合会川西支部の支部長を務めている。

原告 242 は、本件人物一覧の「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の欄に氏名及び役職名を掲載された。

(甲 317)

2 判断

- (1) 原告 242 の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告 242 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 242 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は 1 万 5 0 0 0 円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 1 5 0 0 円と認めるのが相当である。



原告 243

1 認定事実

原告 243 は、昭和 22 年に神戸市にて出生し、現在は原告解放同盟神戸市連絡協議会議長などを務めている。

原告 243 の現住所及び現本籍は、本件地域一覧の兵庫県の欄にある特定の地域における「部落名」及び「現在地」欄に記載されている。

原告 243 は、本件人物一覧の「部落解放同盟兵庫県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

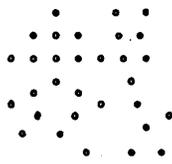
(甲 318 の 2, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 243 は、その現住所及び現本籍が本件地域にある。他方、証拠 (乙 530) によれば、原告 243 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されているが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。そして、他に原告 243 の現住所又は現本籍が本件地域内にあることについて一般に広く知られていたり、不特定多数の人に知られることを容認していたりしたと認めるに足りる事情は見当たらない。したがって、本件地域一覧の「兵庫県」の欄の公表により、原告 243 のプライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (2) 上記認定によれば、原告 243 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(1)、(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 243 の被った精神的苦痛を回復するための慰謝料の額は、原告 243 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 3 万円と認



めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は
3000円と認めるのが相当である。



原告 244

1 認定事実

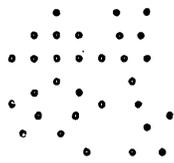
原告 244 は、昭和 20 年に福岡県前原市で出生した。

原告 244 は、本件人物一覧の「部落解放同盟福岡県連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

(甲 319)

2 判断

- (1) 原告 244 の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告 244 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 244 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は 2 万 5 0 0 0 円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 2 5 0 0 円と認めるのが相当である。



原告 245

1 認定事実

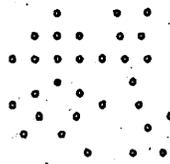
原告 245 は、昭和 27 年に和歌山市で出生した。

原告 245 は、本件人物一覧の「部落解放同盟東京都連合会役員」の欄に氏名、役職名、夫である原告 26 が原告解放同盟に所属していること、娘である原告 247 が映画を自主製作したことを掲載された。

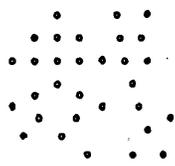
(甲 125)

2 判断

- (1) 原告 245 の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告 245 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。また、特定の人物が親族であることは直ちに他人にみだりに知られたくない私的な事柄に当たるものではないが、本件の場合、原告 245 の夫である原告 26 が原告解放同盟に所属していることも併記されているところ、一般に原告解放同盟に所属していることが明らかになればいわゆる同和地区出身者として認識され得ることも併せると、自らの夫が原告解放同盟の関係者であることは他人にみだりに知られたくない私的な事柄に当たるものというべきである。そうすると、原告 245 にとって、原告 26 が夫であることもプライバシー情報に当たり、この点についてもプライバシーが侵害されたものと認められる。一方、原告 245 の娘である原告 247 が映画を自主制作したことは、原告 245 にとって他人にみだりに知られたくない私的な事項に当たるものではないから、この点についてはプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 245 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、2万円と認めるのが相当である。そして、上



記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は2000円と認めるのが相当である。



原告 246

1 認定事実

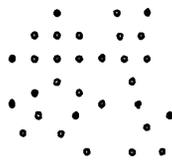
原告 246 は、昭和 24 年に東京都足立区で出生した。原告 246 の父親は、大正 14 年に出生し、原告解放同盟東京都連合会の書記長などを務めた。

原告 246 の父親は、本件人物一覧の「部落解放同盟東京都連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

(甲 320)

2 判断

- (1) 原告 246 の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 原告 246 の父親に関する情報は、原告 246 自身にとってみだりに知られたくない私的な事項に当たるものではなく、原告 246 は、本件人物一覧に自らに関する情報を公開されたとは主張していないため、本件人物一覧の公開によりプライバシーが侵害されたとは認められない。



原告 247

1 認定事実

原告 247 は、昭和 55 年に東京都足立区で出生した。

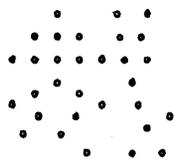
原告 247 の現本籍は、本件地域一覧の和歌山県の欄にある特定の地域における「現在地」欄に記載されている。

原告 247 は、本件人物一覧の「部落解放同盟東京都連合会役員」の欄に氏名、映画を自主製作したこと並びに父親である原告 26 及び母親である原告 245 が原告解放同盟に所属していることを掲載された。

(甲 321, 344)

2 判断

- (1) 上記認定によれば、原告 247 は、その現本籍が本件地域にある。しかし、証拠（乙 233, 318, 531, 600）によれば、原告 247 は自らが同和地区出身者であると公表した記事をインターネット上に投稿したこと、自らの両親が原告解放同盟に所属していることを公表する内容のドキュメンタリー映画を製作し、その映画が公開され、そのことがインターネット上にも掲載されたことが認められる。これらのことからすれば、原告 247 は自らが同和地区出身者であるとインターネット上などで自ら公開していたというほかに、本件地域一覧の公開によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告 247 は、本件人物一覧に映画を自主制作したこと及び両親が原告解放同盟に所属していることを公開されたが、前記(1)で説示するところによれば、これらのことは原告 247 がインターネット上などで自ら公開した事項であって、原告 247 にとって、他人にみだりに知られたくない私的事項に当たるとはいえないから、本件人物一覧の公開によりプライバシーが侵害されたとは認められない。



原告 248

1 認定事実

原告 248 は、昭和 28 年に京都府で出生し、現在は原告解放同盟中央書記長及び京都府連合会委員長を務めている。

原告 248 は、本件人物一覧の「部落解放同盟中央本部役員」及び「部落解放同盟京都府連合会役員」の欄に氏名、役職名、住所及び電話番号を掲載された。

(甲 4, 458)

2 判断

- (1) 原告 248 の現住所又は現本籍が本件地域にあることを認めるに足りる証拠はないので、本件地域一覧の公表によりプライバシーが侵害されたとは認められない。
- (2) 上記認定によれば、原告 248 は、本件人物一覧に原告解放同盟における役職名、住所及び電話番号を公開されたため、プライバシーが違法に侵害されたものと認められる。これに対し、証拠(乙 447, 448, 489, 490, 550, 583, 607, 673, 680)によれば、原告 248 が原告解放同盟に所属していることはインターネット上に掲載されているが、ホームページの下部の階層に掲載されているなどその掲載の態様に照らすと、そのことが一般に広く知られていたり、これを自らインターネット上に公開したりしたとは認められない。
- (3) 前記(2)の違法なプライバシー侵害により、原告 248 の被った精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料の額は、原告 248 が原告解放同盟に所属していることが既にインターネット上に掲載されていたことも考慮すると 2 万円と認めるのが相当である。そして、上記侵害と相当因果関係を有する弁護士費用は 2000 円と認めるのが相当である。

以上